○総務省告示第三百七十四号

端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成十六年総務省令第十五号）様式第七号の規定に基づき、平成十六年総務省告示第九十四号（技術基準適合認定及び設計についての認証を受けた端末機器に表示する文字を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

総務大臣　野田　聖子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
端末機器の表示について、第一号から第三号までに掲げる文字の表示は、その各号列記の順に行うものとする。	［同上］
［一・二　略］	［一・二　同上］

○厚生労働省告示第三百三十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第四十三条第一項、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和三十六年政令第十一号）第五十八条及び第六十条第一項並びに医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第百九十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等（昭和三十八年厚生省告示第二百七十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十一月八日

厚生労働大臣　加藤　勝信

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後		
1　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 （略） 生物学的製剤		
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
（略）	（略）	（略）
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	（略）	1　発熱試験法によるとき。 （1）　内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 （2）　内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 3本 2　エンドトキシン試験法によるとき。 （1）　内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本 （2）　内容量が液状製剤として100mLに相当する量であるとき。 3本
（略）	（略）	（略）
2　（略）		

改正前		
1　検定を受けるべき医薬品、手数料及び試験品の数量 （略） 生物学的製剤		
検定を受けるべき医薬品	手数料	試験品の数量
（略）	（略）	（略）
乾燥イオン交換樹脂処理人免疫グロブリン	（略）	1　発熱試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 4本 2　エンドトキシン試験法によるとき。 内容量が液状製剤として50mLに相当する量であるとき。 3本
（略）	（略）	（略）
2　（略）		

三　認証機関の識別文字

認証機関	識別文字
［略］	
株式会社コスモス・コーポレイション	008
テュフズードザクタ株式会社	011
［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

三　［同上］

認証機関	識別文字
［同上］	
株式会社コスモス・コーポレイション	008
［同上］	